

# 転出届

(個人番号カード・住民基本台帳カード所有者専用)

大垣市長様

次のとおり、転出届を提出します。

令和 年 月 日

届出人氏名	Ⓜ		
連絡先 ※必ず記入してください。	自宅・勤務先 携帯	—	— (昼間に連絡できる場所)

異動日 (引越した日) 又は転出予定日	令和 年 月 日
---------------------	----------

旧住所	岐阜県大垣市 町 丁目 番地 (アパート名など)	世帯主氏名	
新住所	(アパート名など)		

※異動する方全員の氏名等を記入してください。

(届出人が異動する場合は、届出人の氏名も再度ここに記入してください。)

	ふりがな 異動する方の氏名	生年月日	性別	世帯主との 続柄
1		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 ・ 女	
2		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 ・ 女	
3		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 ・ 女	
4		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 ・ 女	
5		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 ・ 女	

異動理由を選択し、○をつけてください。 (岐阜県の統計のために使用するもので、個人名の 報告はしません。)	1 職業上	2 学業上	3 婚姻・離婚
	4 生活上	5 自然環境上	6 交通の便
	7 住宅事情	8 その他	

※個人番号カード・住民基本台帳カードが一時停止・廃止・有効期限切れの場合は、受け付けることができません。

※この転出届は、転出証明書が交付されません。この届書が大垣市へ到着して、転出処理が行われると新住所地での転入届が可能となります。転出処理完了後に電話連絡しますので、平日の昼間に連絡できる電話番号を必ず記入してください。

## 転出届 (個人番号カード・住民基本台帳カード所有者専用)

個人番号カード（マイナンバーカード）・住民基本台帳カード（住基カード）をお持ちの方、または同一世帯内で個人番号カード・住基カードをお持ちの方と一緒に転出する方は、個人番号カード・住基カードを利用する転出届を行うと、転出証明書（紙）の交付を受けずに新住所地で転入届を行うことができます。（転入届の際は、個人番号カード・住基カードの提示と暗証番号の入力が必要です。）

### 【郵便による転出届について】

大垣市から転出される方が個人番号カード・住基カードを利用した転出届をされる場合は、次のものを封筒に入れて郵送してください。

- ・転出届（個人番号カード・住民基本台帳カード所有者専用）
- ・個人番号カードまたは住基カードの写し
- ・本人確認書類（運転免許証など）の写し
- ※ 個人番号カードの場合、または住基カードが写真つきの場合は、本人確認書類は不要です。
- ※ 個人番号カード・住基カードは転入手続きの際に必要です。原本を送付しないでください。

#### <送付先>

〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

大垣市役所 窓口サービス課住民登録グループ あて

#### <注意事項>

次に該当する場合は、個人番号カード・住基カードを利用する転出届はできません。通常の転出届を行い、転出証明書（紙）の交付を受けてください。

- ・一時停止・廃止・有効期限切れ等でカードが無効になっている場合
- ・紛失等により、転入届の際にカードを提示できない場合
- ・転出した日（引っ越した日）から既に14日以上経過している場合

#### <転入手続きについて>

転出証明書（紙）は交付されませんので、大垣市で転出処理が完了したら、新住所地の窓口で個人番号カード・住基カードを持参して転入届をしてください。その際、窓口で暗証番号（カード交付時に登録した4桁の番号）を入力する必要があります。

- ※ 転入した日（新住所に住み始めた日）から14日以内で、かつ転出予定日から30日以内に転入届をしてください。その期間を過ぎるとカードが失効し、転入届ができなくなります